

使用開始等の届出を要する下水の水質

項 目		函館湾処理区域	南処理区域
		函館湾浄化センター	函館市南部下水終末処理場
1	水素イオン濃度 (pH)	水素指数5.7以下8.7以上	水素指数5.7以下8.7以上
2	生物化学的酸素要求量 (BOD)	300以上	300以上
3	浮遊物質質量 (SS)	300以上	300以上
4	カドミウム及びその化合物	0.01を超えるもの	0.03を超えるもの
5	シアン化合物	検出されるもの。	1を超えるもの
6	有機燐化合物	検出されるもの。	1を超えるもの
7	鉛及びその化合物	0.1を超えるもの	0.1を超えるもの
8	六価クロム化合物	0.05を超えるもの	0.5を超えるもの
9	砒素及びその化合物	0.05を超えるもの	0.1を超えるもの
10	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005を超えるもの	0.005を超えるもの
11	アルキル水銀化合物	検出されるもの。	検出されるもの。
12	ポリ塩化ビフェニル	0.003を超えるもの	0.003を超えるもの
13	トリクロロエチレン	0.1を超えるもの	0.1を超えるもの
14	テトラクロロエチレン	0.1を超えるもの	0.1を超えるもの
15	ジクロロメタン	0.2を超えるもの	0.2を超えるもの
16	四塩化炭素	0.02を超えるもの	0.02を超えるもの
17	1,2-ジクロロエタン	0.04を超えるもの	0.04を超えるもの
18	1,1-ジクロロエチレン	1を超えるもの	1を超えるもの
19	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4を超えるもの	0.4を超えるもの
20	1,1,1-トリクロロエタン	3を超えるもの	3を超えるもの
21	1,1,2-トリクロロエタン	0.06を超えるもの	0.06を超えるもの
22	1,3-ジクロロプロペン	0.02を超えるもの	0.02を超えるもの
23	チウラム	0.06を超えるもの	0.06を超えるもの
24	シマジン	0.03を超えるもの	0.03を超えるもの
25	チオベンカルブ	0.2を超えるもの	0.2を超えるもの
26	ベンゼン	0.1を超えるもの	0.1を超えるもの
27	セレン及びその化合物	0.1を超えるもの	0.1を超えるもの
28	ほう素及びその化合物	230を超えるもの	230を超えるもの
29	ふっ素及びその化合物	15を超えるもの	15を超えるもの
30	1,4-ジオキサン	0.5を超えるもの	0.5を超えるもの
31	フェノール類	5を超えるもの	5を超えるもの
32	銅及びその化合物	3を超えるもの	3を超えるもの
33	亜鉛及びその化合物	2を超えるもの	2を超えるもの
34	鉄及びその化合物 (溶解性)	10を超えるもの	10を超えるもの
35	マンガン及びその化合物 (溶解性)	10を超えるもの	10を超えるもの
36	クロム及びその化合物	2を超えるもの	2を超えるもの
37	ダイオキシン類	10pg-TEQ/Lを超えるもの	10pg-TEQ/Lを超えるもの
38	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	125以上	125以上
39	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(1) 鉱油類含有量	5を超えるもの
		(2) 動植物油脂類含有量	30を超えるもの
40	窒素含有量	150以上	—
41	磷含有量	20以上	—
42	温度	40度以上	40度以上
43	汚濁物質消費量	220以上	220以上

備考

- 1 この表に掲げる基準値の単位は、温度、水素イオン濃度 (pH) およびダイオキシン類以外の項目については、「mg/L」とする。ダイオキシン類は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン類の毒性に換算した値である。
- 2 「検出されるもの。」とは、下水の水質の検定方法等に関する省令に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を上回ることをいう。
- 3 **太字の数値**は、下水排除基準と異なるので注意してください。
- 4 の数値は、北海道が条例で定める排水基準により、函館湾処理区域内の一定水量以上の特定事業場に乗せ排水基準として適用される数値である。【下水道法施行令第9条の4第4項】
- 5 の数値は、ダイオキシン類に係る特定施設が設置されたときに、函館湾処理区域内の事業場に適用される。